

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりましたので、この「申告の手引き」に基づき申告書を作成のうえ、ご提出をお願いします。

「しあま市税務課」



■ 申告期間

令和6年1月5日（金）～1月31日（水）

※期限間近になりますと窓口が大変混雑します。早期提出のご協力をお願いします。

■ 提出・お問い合わせ

糸満市税務課 資産税係 償却資産担当
（糸満市役所2階25番窓口）

受付時間：午前9時～午後5時まで
※土・日・祝日を除きます。

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

（電話）098-840-8128

（FAX）098-840-8153



I 償却資産とは	2
1. 償却資産とは / 2. 固定資産税と国税の主な違い / 3. 業種別の主な償却資産	
II 償却資産の申告について	5
1. 申告していただく方 / 2. 提出していただく資料 / 3. マイナンバーの記載について 4. 事業所の名称等が変更になった場合 / 5. 電算処理で申告される方 / 6. eLTAXの活用について	
III 非課税、課税標準の特例について	7
1. 非課税となる償却資産 / 2. 課税標準の特例を受ける償却資産	
IV 賃貸用アパートを建てた場合の主な償却資産	9
V 家屋の附帯設備における家屋と償却資産の区分	9
VI 税額等の算出方法	11
1. 評価額の算出方法 / 2. 課税標準額の算出方法 / 3. 税額の算出方法	
VII 償却資産申告書の記入例	13

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

糸満市内に土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）を所有している法人又は個人は、地方税法 383 条の規定に基づき、毎年 1 月 1 日現在における所有資産を申告していただくことになっています。

(1) 申告が必要な資産

毎年 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。なお「事業の用に供することができる状態にある場合」を含みます。

- ① 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（家屋で評価する資産を除きます）
- ② 遊休、未稼働の資産（維持補修が行われている資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの）
- ⑤ 償却済資産（減価償却が終了し備忘価額となっている資産）
- ⑥ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として本体とは区分してください）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は特別償却（即時償却）をしている資産
 - ・ 中小企業者等の小額資産（30 万円未満）の損金算入の特例適用資産
 - ・ 生産性向上設備投資促進税制適用資産等

資産の種類		主な償却資産の例示
1 種	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、簡易な建物（プレハブ等）で基礎がない等家屋として課税されていない建物、テナント等の家屋に付加された建築設備・内装
2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械（クレーン、パワーショベル等）、機械式駐車場設備、太陽光発電システム
3 種	船舶	客船、ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、台車、構内運搬車など（車両ナンバーが「0、00から09及び000から009」「9、90から99及び900から999」のもの） ※自動車税、軽自動車税の課税対象になっている自動車を除きます。
6 種	工具、器具及び備品	パソコン、ロッカー、応接セット、レジスター、自動販売機、医療機器、冷暖房機、看板（ネオンサイン）、理容及び美容機器等

(2) 申告の必要がない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権（のれん）、商票権、特許権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ④ 棚御資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用、興行用の生物は申告の対象です。）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等（古美術品 1点百万円以上のもの等）
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（法人で、固定資産に計上した場合は申告対象です。）
- ⑧ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑨ 法人税法第64条第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

(3) リース資産の取り扱い

リース資産については、その契約内容により、資産を貸している賃貸人が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をおこなっている借入人が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
賃貸借契約によるリース資産	申告不要	資産の所在する市町村へ申告が必要
売買にあたるようなリース資産	自己の資産として申告が必要	申告不要

※一般的な取り扱いであり、賃貸借の契約内容等により異なる場合があります。

2. 固定資産税と国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる)	建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却の制度(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却の制度(所得税、法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

3. 業種別の主な償却資産

各業種共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視設置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置、(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金清算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄機、製氷機、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字版鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機などの農業用機械設備、農業用具

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

糸満市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している法人及び個人は、地方税法第 383 条に基づき毎年 1 月 1 日現在における所有資産を申告していただくことになっています。

2. 提出していただく書類

(1) はじめて申告される方 → 全ての償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和 5 年 1 月 2 日以降に糸満市内で事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送られてきた方 ③ ①・②以外で糸満市へ全資産申告を行っている方
申告する資産	令和 6 年 1 月 1 日現在、糸満市内に所有し事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	所有資産がない場合でも申告書の「18 備考欄」にその旨（例：該当資産なし）記載の上、申告書を提出して下さい。

(2) 前年度までに申告されている方 → 資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度(令和 5 年度)までに申告された方
申告する資産	① 令和 5 年 1 月 2 日～令和 6 年 1 月 1 日までに増加又は減少した資産 ② 令和 5 年 1 月 1 日以前に取得した資産で申告もれ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	資産に増減がない場合、所有資産がなくなった場合、廃業・解散等の場合でも、申告書の「18 備考欄」にその旨（営業譲渡の場合は、譲渡法人も記載）記載の上、申告書を提出して下さい。

3. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、個人の場合は 12 桁の個人番号を、法人の場合は 13 桁の法人番号を記入してください。また、申告の際には、次の書類を添付してください。

- (注) 法人番号を記入した申告書を提出する場合、確認書類の添付は不要です。
(注) 申告書の「控用」には、個人番号を記入しないでください。
(注) 確認資料を郵送する場合は、委任状等代理権を証する書類を除き、原本ではなくコピー（写し）を送付してください。

(1) 本人が申告書を提出する場合

「個人番号カード」をお持ちの人・・・・・・・・・・「個人番号カード」のみ
「個人番号カード」をお持ちでない人・・・・・・・・・・以下①と②の両方

- ① 運転免許証、健康保険証など
- ② 通知カードまたは個人番号を記載した住民票

(2) 代理人が申告書を提出する場合

以下①～③のすべて。

- ① 申告者の個人番号カード、通知カード、個人番号を記載した住民票のうち1通（いずれもコピー可）
- ② 代理人の個人番号カード、運転免許証、健康保険証など
- ③ 委任状、税務代理権限証書など代理権を証する書類

4. 事業所等（資産）の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった方

変更前の事業所等（資産）の所在地、住所、氏名又は名称及び変更年月日を申告書の「18 備考欄」に記載して下さい。

5. 電算処理で申告される方

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

- ・全国的に統一された様式にあわせて申告をお願いします。（用紙はA4サイズ）
- ・記載例を参照し、申告漏れがないようにお願いします。

(2) 種類別明細書（全資産用）

- ・資産の種類ごとに区分し、それぞれの価格等の記載もお願いします。
- ・評価計算等の償却可能限度額は取得価格の100分の5までとして下さい。

6. の活用について

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX を利用するには、最初に一般社団法人地方税電子化協議会へ利用届出をする必要があります。詳しくは下記ホームページで手続きを行ってください。

eLTAX ホームページ：<http://www.eltax.jp>

Ⅲ 非課税・課税標準の特例等

1. 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条等に規定する一定の要件（例：社会福祉法人等が運営する社会福祉施設等）を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産を所有されている方は、税務課まで問い合わせを行った上で「固定資産税非課税規定の適用申告書」の提出を行ってください。

ただし、非課税資産を賃貸している場合には対象外となります。また、非課税規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者については、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出が必要となります。

2. 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定等により、以下の表に掲げる償却資産（抜粋）については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有されている方は「種別別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、添付書類と一緒に提出してください。

下表は一部について示したもので、すべてを記載してはいません。また、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。詳細については、お問い合わせください。

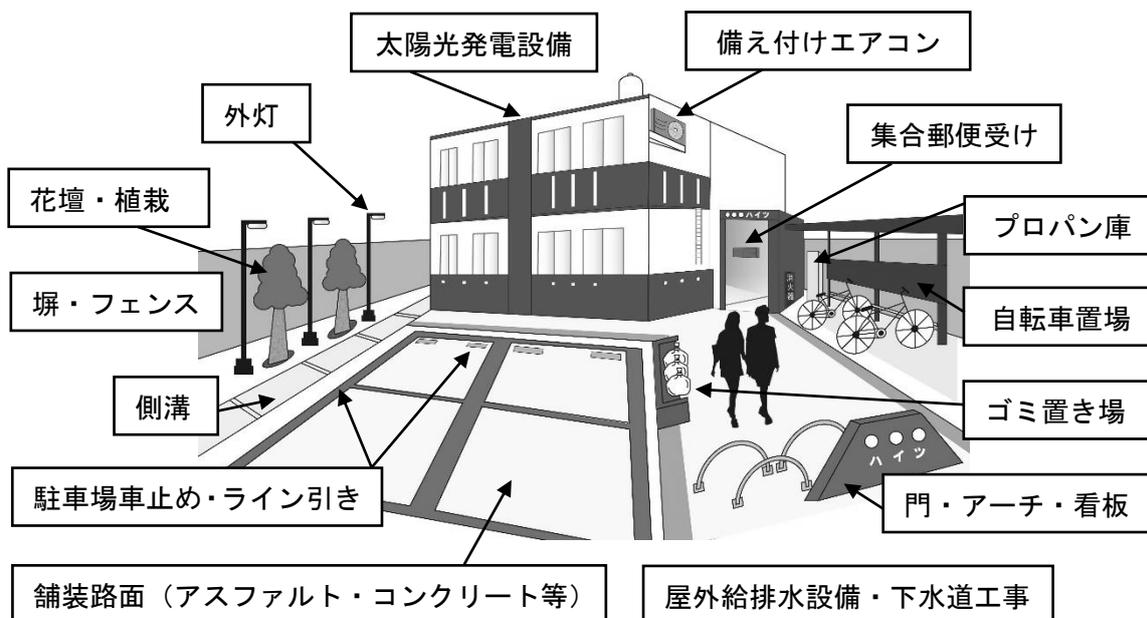
<課税標準の特例が適用される主な償却資産>

特例対象設備	取得期間	課税標準の軽減率	適用条項	添付書類
農業協同組合等が共同利用に使用される機械等設備	-	1/2 3年度分	第 349 条の 3 第 3 項	政府の補助金、交付金、貸付等の申請書及び決定通知書の写し等
内航船舶	-	1/2 無期限	第 349 条の 3 第 5 項	船舶原簿、船舶票及び登録票等の写
汚水又は廃液の処理施設	H30. 4. 1 ～ R6. 3. 31	1/2 無期限	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	・特定施設設置届出書の（写） ・当該届出に係る受理書の写し
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた太陽光発電設備	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	発電出力 1,000kw 未満 2/3・3年度	法附則第 15 条 第 26 項第 1 号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の（写）
		発電出力 1,000kw 以上 3/4・3年度	法附則第 15 条 第 26 項第 2 号イ	

固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	発電出力 20kw 以上 2/3・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 1 号ロ	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」(写)
		発電出力 20kw 未満 3/4・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 2 号ロ	
固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 ※発電出力 2 万 kw 未満	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	発電出力 10,000kw～ 20,000kw 未満 2/3・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 1 号ニ	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」(写)
		発電出力 10,000kw 未満 1/2・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 3 号ハ	
固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	発電出力 1,000kw 以上 1/2・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 3 号ロ	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」(写)
		発電出力 1,000kw 未満 2/3・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 1 号ハ	
固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	発電出力 5,000kw 以上 2/3・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 1 号ハ	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」(写)
		発電出力 5,000kw 未満 1/2・3 年度	法附則第 15 条 第 26 項第 3 号イ	
家庭的保育事業	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 27 項	・各事業の用に 供していること がわかる書類 ・事業実施の許 認可証・建物図 面等
居宅訪問型保育事業	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 28 項	
事業所内保育事業	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 29 項	
先端設備等(機械・装置、 工具・器具備品、家屋の評 価に含まれない建物附属設 備)	賃上げ表明無 R5. 4. 1 ～ R7. 3. 31	1/2 3 年度	法附則第 15 条 第 45 項	・認定経営革新 等支援機関が発 行した投資計画 に関する確認書 の写し、本市長 の認定を受けた 計画の写し、本 市長が発行した 認定書の写し
	賃上げ表明有 R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	1/3 5 年度		
	賃上げ表明有 R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	1/3 4 年度		

IV 賃貸用アパートを建てた場合の主な償却資産

アパート（共同住宅）の不動産賃貸業を営んでいる方で、償却資産に該当する主なものを例示すると次のようになります。これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。



資産の種類	主なもの
構築物	敷地のアスファルト舗装・コンクリート舗装・自転車置き場・ごみ置き場・屋外給排水設備・下水道接続工事・側溝・ブロック塀・周囲フェンス・門・外灯・植栽工事・広告塔 など
建物附属設備 機械・装置	太陽光発電設備・受変電設備・電力引き込み線・屋外給排水管・屋外ガス管 など
工具・器具・備品	集合郵便受け・家具付きアパート等の場合のエアコン、テレビ、冷蔵庫 など

上記は、アパート経営の際に申告対象となる償却資産の一例を示したものです。**償却資産申告の際には、業者からの工事見積書等から償却資産の対象となる工事費（取得価格）を抜き出して申告**してください。

V 家屋の附帯設備における家屋と償却資産の区分

家屋の附帯設備には、固定資産税の取り扱い上、家屋に該当するものと償却資産に該当するものがあります。詳しくは、次のページをご覧ください。

家屋と附帯設備の所有者が**同じ**場合で、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務用設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と附帯設備の所有者が異なる場合で、例えば賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

＜償却資産と家屋の区分表＞ ※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電源コンセント設備	屋外設備一式、非常用照明器具、投光器等		◎	◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込工事		◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎	◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等	○		◎
	LAN設備	設備一式(LANボード、サーバー、ルーター等)		◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等	○		◎
	インターホン設備	集合玄関機(H26.1.1以前に取得したものについては、家屋と設備の所有関係に関わらず償却資産対象)、親機・子機等	○		◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等		◎	◎
	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○		◎
自動扉装置	設備一式	○		◎	
給排水衛生ガス設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎	◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器等) 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用) 中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	○		◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○		◎
	消火設備	屋外消火栓設備、消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎	◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型・天井吊型)、特定の生産又は業務用設備 ルームエアコン(天井埋込式、天井カセット型) 上記以外の設備		◎	◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○		◎
	自動車管制設備	設備一式	○		◎
その他の設備等	駐車場設備	機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラップバーゲート等		◎	◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、工場用リフト、垂直搬送機 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		◎	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎	◎
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮、病院等の洗濯設備		◎	◎
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	◎

2. 課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計額が課税標準額となります。課税標準額の特例（7～8ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

3. 税額の算出方法

課税標準額（各資産の評価額の合計額）に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切捨)} \times 1.4\%(\text{税率}) = \text{税額(100円未満切捨)}$$

※課税標準額が150万円に満たない場合は、課税は免除されます。課税免除の判定は市で行ないます。150万円未満の方も必ず申告が必要となりますので、申告書を提出して下さい。

◆ 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び糸満市税条例第75条の規定により過料が科されることがあります。

なお、不申告者の方には、所得税及び法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を確認させていただくことがあります（地方税法第354条の2）。

また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により、罰金が科されることがあります。

◆ 調査協力をお願い

申告受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、実地調査を行なうことがあります。その際にご協力をお願い致します。また、実地調査に伴って申告漏れ等の資産があった場合、追加申告をお願いすることがありますのであらかじめご承知下さい。

◆ 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や、申告もれの対象資産は、資産を取得した翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。偽りその他不正の行為により税額を逃れた場合は地方税法第17条の5第7項の規定により7年度分）遡及します。なお、過年度の追加課税分の納期は1回です。

◎ 申告書を提出される前に確認をお願いします。

- 連絡先は記入されていますか？
- 個人番号又は法人番号は記入されていますか？
- 「15 資産所在地」「16 借用資産の有無（貸主の名称）」欄は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 減少資産の「減少の事由及び区分」は記入されていますか？
- （電算処理方式の場合）全資産の種類別明細は添付されていますか？
- （控えのご返送をご希望の場合）切手を貼った返信用封筒を同封していますか？

VII 償却資産申告書の記入例

令和 6 年 1 月 日 令和 6 年度

(あて先) 糸満市長 様

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード 123456789

7~13 は該当する方を○で記入してください

昨年度の資料からわかるのであれば記入してください

第二十六号様式(提出用)

所有者住所	1 住所	901 - 0392		3 個人番号又は法人番号			8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名	株式会社 いとまん		4 事業種目	金属管加工業		9 増加償却の届出	有・無
				5 事業開始	平成14年 5月		10 非課税該当資産	有・無
	7 税理士等の氏名	(屋号)		6 この申告に 応答する者 の氏及び氏名	糸満太郎 (電話 098-840-8128)		11 課税標準の特例	有・無
				7 税理士等の氏名	糸満花子 (電話 098-840-8153)		12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法		14 青色申告	有・無

個人については、住民登録地、法人の場合は経理事業所の所在地を記入してください。

個人番号又は法人番号
国税庁又は市役所から送付された通知カードによる法人番号(13桁)又は個人番号

資産の種類	取得価額				15 糸満市内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)	
1 構築物	1,000,000		2,800,000	3,800,000	① 糸満市潮崎町1丁目10番地 ② ③
2 機械及び装置	2,400,000	200,000	400,000	2,600,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	1,000,000		1,071,850	2,071,850	
7 合計	4,400,000	200,000	4,271,850	8,471,850	

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等
「有」の場合、貸主の住所、名称、資産の所在地を記入してください

17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
----------------	---------

資産の種類	評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等) この箇所は記入しなくてもいいです。(ただし、自社の電算処理にて全資産申告を行っている事業所等については、記入してください)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

18 備考(添付書類等)
廃業、解散等の場合は、その申告が必要です。この備考欄に廃業等年月日も記載してください。

該当する箇所を○で記入してください

令和 6 年度

第二十六号様式別表一（提出用）

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1		
123456789												株式会社 いとまん		1		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	※ 減価残存率	※ (六) 価額	※ 課税標準の特例		※ 課税標準	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	4	25	2	2,800,000	10	0.794				1		
02	2		溶接機	1	4	25	3	400,000	9	0.774				1		
03	6		クーラー	1	4	25	4	155,400	6	0.704				1		
04	6		コピー機	1	4	24	4	370,000	5	0.651				2		
05	6		応接セット	1	4	24	5	546,450	8	0.750				3	那覇市より移動	
06																
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
				小計				4,271,850								

注意:「増加事由」…1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他 のいずれかを選択してください。

資産の種類
 1 構築物、建造物等
 2 機械及び装置
 3 船舶
 4 航空機
 5 車両及び運搬具
 6 工具器具及び備品

取得価額
 圧縮資産等についても実際の取得価格を記入

耐用年数
 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表の耐用年数を記入

増加事由
 1 新品取得
 2 中古品取得
 3 移動による受入れ

この箇所は記入しなくてもいいです。(ただし、自社の電算処理にて全資産申告を行っている事業所等については、記入してください)

この箇所は記入しなくてもいいです。

平成 6 年度

※ 所有者コード		種類別明細書(減少資産用)										所有者名			
123456789												株式会社 いとまん			
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 番 号 (抹消コード)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2		切断機	1	4	15	7	100,000				2		1	該当する数字 を選択してくだ さい
02	2		切断機	1	4	20	2	100,000				3		2	取得価格200,000円(数量2台) の1台を那覇市へ移動
03															
04															
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
				小計				200,000							

償却資産課税台帳
「種類別明細書」の資
産番号をご記入くださ
い

空欄でもか
まいません

空欄でも
かまいま
せん

該当する数字を選
択してください

第二十六号様式別表二(提出用)

